

令和3年度

周南市農業委員会事業報告

周南市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、

農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、

農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、

認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、

暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

(2016年5月26日開催「平成28年度全国農業委員会会長大会」において制定)

目 次

1	組織運営	5
(1)	総会の開催	5
(2)	協議会の開催	6
(3)	幹事会の開催	6
(4)	農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催	7
2	農業委員・農地利用最適化推進委員	7
(1)	農業委員	7
(2)	農地利用最適化推進委員	7
3	事務局体制	7
4	活動実績	8
(1)	農地等の利用の最適化を推進する活動	8
(2)	農地法等関係活動	9
(3)	組織活動	16
(4)	研修活動	20
(5)	情報提供活動	20
(6)	日常活動	22
(7)	その他の活動	22
5	まとめ	23
(1)	「非農地判断の徹底」への対応	23
(2)	太陽光発電設備に係る農地転用への対応	24
(3)	農業委員と推進委員の連携強化	25
(4)	活動記録簿による見える化	26
(5)	規則・規程・要綱・要領の整備がほぼ完了	27
(6)	令和4年度へ向けて	27
6	年間活動実績表	27

資 料 編.....	31
1 総会の議事	32
表 1 議案の個別件数	32
表 2 報告の個別件数	34
2 農地法等に基づく処理状況等	36
表 3 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可	36
表 4 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出の受理.....	36
表 5 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理.....	37
表 6 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可	37
表 7 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理.....	37
表 8 農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び農地法施行規則第 29 条の規定による届出の受理	38
表 9 農地法施行規則第 29 条の制限例外の内訳	38
表 10 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可	38
表 11 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更承認	39
表 12 農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出の受理.....	39
表 13 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理.....	39
表 14 農地法第 5 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 53 条の規定による届出の受理	40
表 15 農地法施行規則第 53 条の転用制限例外の内訳.....	40
表 16 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告の受理.....	40
表 17 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の解約等の通知の受理.....	41
第 18 地目変更登記に係る照会に対する回答	41
第 19 民事執行法による売却に伴う農地等の現況に係る照会に対する回答 ..	41
第 20 農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を要する農地等に係る買受適格証明	41
表 21 現況が農地でないことの証明.....	42
第 22 相続税の納税の猶予に関する適格者証明	42
表 23 農用地利用集積計画（案）の決定	42
表 24 農用地利用配分計画の認可の通知の受理	43
表 25 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見聴取.....	43
3 用途別転用の状況	44
表 26 農地法第 4 条の規定による用途別転用の状況.....	44
表 27 農地法第 5 条の規定による用途別転用の状況.....	44

表 28	許可による用途別転用の状況（総会で議決）	45
表 29	届出等による用途別転用の状況（総会で報告）	45
4	常設審議委員会の意見聴取	46
表 30	農地法第4条の規定による意見聴取事案	46
表 31	農地法第4条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況	46
表 32	農地法第5条の規定による意見聴取事案	47
表 33	農地法第5条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況	47
5	農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況	48
表 34	農業委員の活動	48
表 35	農地利用最適化推進委員の活動	50
表 36	農地利用最適化交付金事業の対象とした活動	52

令和3年度周南市農業委員会事業報告

本市の農業及び農業者の公的代表機関である周南市農業委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の委員（以下「農業委員」という。）、農地利用最適化推進委員（以下本文において「推進委員」という。）及び委員会の権限に属する事務を補助執行する委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員の協働体「チーム農業委員会」として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」という。）、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、独立行政法人農業者年金基金法その他関係法令に基づく事務を適正に執行し、本市の農業の振興と基本的な農業施策を確立するため、次のとおり、事業を展開した。

1 組織運営

(1) 総会の開催

ア 定例総会の開催

定例総会を開催し、農地法第3条（農地等の権利移動）、同法第4条（農地の転用）及び同法第5条（農地等の転用のための権利移動）の許可申請、下限面積要件における別段の面積の設定、農用地利用集積計画（案）の決定、農地振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見聴取、推進委員の辞任の同意・委嘱の決定、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出、農用地の利用の最適化の推進に関する指針の変更、令和2年度の活動の点検・評価の承認、令和3年度の活動計画の策定、規則・規程の制定・一部改正、令和3年度事業計画の承認、令和2年度事業報告の承認等について審議した。

また、許可を要さない相続等による権利取得、市街化区域内にある農地の転用・転用のための権利取得、転用・権利取得の制限の例外、農地所有適格法人等の届出受理、納税猶予の適格者証明、現況が農地でないことの証明、農地賃借料情報等について報告した。

会議名	開催日	出席者等（人）				議事	
		農業委員	事務局職員	関係部署職員	傍聴人	議案（件）	報告（件）
令和3年第4回総会	令和2年4月9日	15	5	5		5	10

第5回総会	5月10日	16	5			4	6
第6回総会	6月10日	13	5	2		6	6
第7回総会	7月12日	16	5	1		3	6
第8回総会	8月10日	18	5			2	5
第9回総会	9月10日	14	5	2		5	7
第10回総会	10月11日	14	5			6(1)	7
第11回総会	11月10日	18	4	2		4	6
第12回総会	12月10日	17	5	2		6	8
令和4年 第1回総会	令和4年 1月11日	17	5			3	5
第2回総会	2月10日	17	5			3	7
第3回総会	3月10日	18	4	2		6	5
合計		193	58	16		53(1)	78

(注) 継続審議の議案は、議案件数に加え、() 内に内数として計上した。

(2) 協議会の開催

定例総会後に協議会を開催した。

事務局からの協議や報告、連絡に加えて、農業委員間での意見交換を行った。

総会は、厳粛に議事を進行する場であるのに対して、協議会は、農業委員同士が自由に意見を述べ合える場、日常活動での疑問点、課題などを水平展開する場とした。

なお、推進委員との情報共有を図るため、配付した資料等は、定例総会の議案とともに推進委員に送付した。

(3) 幹事会の開催

幹事会を開催し、議事運営に関する事項等を協議した。

会議名	開催日	主な協議内容
令和3年 第2回幹事会	令和3年 5月10日	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更 利用状況調査の説明会
第3回幹事会	10月11日	<ul style="list-style-type: none"> 継続審議の議案の取り扱い 今後の規程、要綱、要領の制定
第4回幹事会	12月3日	<ul style="list-style-type: none"> 非農地証明に係る現地調査担当委員等当番表 「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている皆様へ」の文案
第5回幹事会	12月10日	<ul style="list-style-type: none"> 議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の追加上程 「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている

		皆様へ」の配付
令和4年 第1回幹事会	令和4年 2月10日	・下限面積（大島、杵島、大津島）の引下げ ・登録空き家に付随した農地の下限面積要件の緩和

(4) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催

推進委員の辞任に伴い欠員となった担当区域の推進委員を委嘱するに当たり、推進委員候補者の推薦を受けた者又は推進委員候補者の募集に応じた者の評価を行うため、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催した。

開催日	担当区域	推薦を受けた者又は募集に応じた者の数（人）
令和3年12月3日	第20区 高瀬	1
令和3年12月27日	第27区 小松原	2
令和4年3月22日	第13区 大道理	2

2 農業委員・農地利用最適化推進委員

(令和4年3月31日現在)

(1) 農業委員

18人（1人欠員）

うち認定農業者8人、認定農業者に準ずる者2人、女性3人、40代以下1人、中立委員1人、1期目の者2人、通算2期目の者5人、通算3期目の者3人、通算4期目の者1人、通算5期目の者4人、通算8期目の者2人、通算10期目の者1人、推進委員であった者1人、旧制度の農業委員であった者11人

(2) 農地利用最適化推進委員

32人

うち認定農業者0人、認定農業者に準ずる者3人、女性2人、40代以下1人、1期目の者11人、2期目の者21人、旧制度の農業委員であった者4人

3 事務局体制

(令和4年3月31日現在)

8人

職員構成：事務局長（部次長）1人、事務局次長（課長・再任用職員）1人、事務局次長補佐（課長補佐）1人、主査2人、副主任（再任用短時間勤務職員）1人、会計年度任用職員（パートタイム）2人

4 活動実績

(1) 農地等の利用の最適化を推進する活動

ア 目標及びその達成に向けた活動計画の実行

平成30年2月9日に策定し、令和3年6月10日に変更した周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基本に、6月総会で決定した「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に掲げた①担い手への農地の利用集積・集約化、②新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、③遊休農地に関する措置のそれぞれの目標の達成に向け、活動計画に取り組んだ。

イ 「人・農地プランの実質化」の推進

本市の人・農地プランについては、令和2年度の各地区の座談会開催等により“実質化”に取り組み、令和3年3月にプランの公表をもって21地区の「人・農地プランの実質化」が完了した。

令和3年度に入って、戸田及び三丘地区で担い手となる中心経営体の異動等があり、プランを変更する必要が生じたため、農業委員及び推進委員も出席し、再度の話合い「人・農地プラン地区座談会」が開催された。

須金・金峰地区については、果樹農家が多くを占めており既に実質化済としていたが、改めてアンケート調査や農業委員及び推進委員も出席した「人・農地プラン地区座談会」を開催し、そのプロセスで得られた意見を取りまとめた。

プラン名	開催日	見直し内容等
三丘	2月21日	座談会意見に基づく見直し（担い手の異動等）
須金・金峰	3月1日	実質化に係るプロセスで得られた意見に基づく見直し
戸田	3月7日	座談会意見に基づく見直し（担い手の異動等）

座談会で、将来方針の変更がなされたので、周南市人・農地プラン見直し案（戸田、須金・金峰、三丘）を3月24日開催の周南市人・農地プラン検討会に諮って地域農業の将来方針の変更を決定した。

なお、令和4年3月31日現在の人・農地プランの見直しの状況は、次のとおりである。

区分	地区の数
既に実質化済み	21地区
見直しなし（今後実質化について検討）	3地区
計	24地区

(2) 農地法等関係活動

ア 農地法関係活動

(ア) 農地転用許可事務等の適正執行

農地法第3条（農地等の権利移動）、同法第4条（農地の転用）又は同法第5条（農地等の転用のための権利移動）に規定する許可については、申請書が提出されたら事務局と農業委員で書類審査及び現地調査を行い、申請書受理後、議案として総会に提出・審議し、許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可処分をし、都市計画法で定める開発行為の許可など一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可処分をした。

なお、常設審議委員会の意見聴取事案については、常設審議委員会での審議後に、原則、審議があった日付で許可処分をし、前述と同様に一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可処分をした。

届出を要する相続等による権利取得、市街化区域内にある農地の転用、転用制限の例外、権利移動制限の例外などの届出は、事務局で書類審査等を行い、受理したことを総会で報告した。

(イ) 太陽光発電設備に係る農地転用の指導徹底

近年、国の固定買取制度（FIT）のもと、太陽光発電設備に係る農地の転用許可申請が多く行われている。

こうした中、委員会では7月に、農地を転用し、太陽光発電設備を設置される方に遵守していただきたい事項をまとめた「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」を作成し、市ホームページに掲載するとともに、窓口へも備え付けた。

また、窓口に来られた事業者へは、別途作成した「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている皆様へ」を直接配付し、周辺への配慮の重要性を強調し、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）及び太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）も例示した上で、周辺の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々への計画の事前説明を十分された後に農地転用申請をされるようお願いした。

(ウ) 常設審議委員会（山口県農業会議）の意見聴取等

委員会の許可を要する面積30アールを超える農地の転用、農用地区域内農地の転用、甲種農地の転用、第1種農地の転用、営農型太陽光発電施設その他農業委員会が必要と認める事案について、意見聴取事案として常設

審議委員会に提出し、審議を求めた。

なお、意見聴取事案以外の許可を要する転用事案については、参考として資料提供した。

(エ) 下限面積要件における別段の面積の設定

下限面積（別段の面積）は年1回見直しを行うこととなっており、農業センサスによる経営耕地面積規模別農家数や農地台帳による農家数を勘案し、3月の総会で審議した結果、20アールに下限面積（別段の面積）を定めている区域（大字大島、大字給島及び大字大津島）は一段の引き下げを行い10アールとし、それ以外の区域は変更を行わず30アールのままとすることを決定した。

また、周南市空き家情報バンク制度要綱に基づく空き家情報バンクに登録された空き家に付随した農地のうち1筆ごとに委員会が指定した農地を一つの区域とみなし、下限面積（別段の面積）を0.01アール（1平方メートル）とすることを決定した。

いずれも令和4年4月1日から施行することで公示した。

なお、周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱（以降、委員会の規則、規程、要綱及び要領の表記において、表中を除き、「周南市」、「周南市農業委員会」又は「周南市農業委員会の」の文字を省略する。）を制定し、令和4年4月1日から施行することとした。

(オ) 農地所有適格法人の要件確認等

農地所有適格法人から徴収した法人要件の報告について、事務局で審査を行い、要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件）を満たしていることを確認の上、受理したことを総会で報告した。

(カ) 利用状況調査の実施

平成21年の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならないとされ、さらに平成23年度からは、市町村と農業委員会が共同で管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」（以下「荒廃農地調査」という。）についても、調査の効率的な実施の観点から、利用状況調査と併せて実施することとされた。

このように、利用状況調査と荒廃農地調査は並行して実施されてきたが、令和3年度より2つの調査を統合し、これに合わせて地域の状況に応じた遊休農地解消の目標設定や荒廃農地の発生防止・解消に必要な対策の検討

及び発生要因分析等に資するものになるよう調査内容の見直しが行われた。

このことを踏まえ、令和2年度までは推進委員のみを対象として全体で行っていた説明会を、令和3年度は、推進委員と農業委員の合同で、市域を6ブロックに分け、地域の特徴に合わせた内容となるよう、7月5日から16日にかけて6か所で説明会を開催した。

説明会では、利用状況調査の説明に加え、農業委員と推進委員の連携強化、非農地判断（農地に該当するか否かの判断をいう。以下同じ。）及び農業者年金加入促進の説明、その他話し合い・情報交換を行った。

なお、鹿野地区では、農地中間管理機構（やまぐち農林振興公社）の担当者も参加していただき農地中間管理事業の説明を受けた。

開催日	会場	推進委員の担当区域
7月5日	市役所本庁	大津島、徳山、久米、櫛浜、富田
7月6日	夜市市民センター	夜市、戸田、湯野、高瀬、米光
7月8日	菊川市民センター	四熊、下上、菊川、大向、大道理
7月9日	長穂市民センター	長穂、須々万、中須、須金
7月13日	ゆめプラザ熊毛	八代、高水、呼坂、大河内、安田、小松原
7月16日	コアプラザかの	鹿野1、2、3、4、5

利用状況調査は、8月に実施し、調査対象農地、約35,000筆、3,000ヘクタールを現地調査し、調査表により①耕作中、②自己保全（2号遊休農地）、③再生可能（1号遊休農地 a：草刈り等で解消、b：基盤整備が必要）、④再生困難に区分し、さらに遊休農地等の現況（遊休化した理由）及び発生場所を区分した。

令和3年度の農地利用状況調査の結果は、次のとおりである。

区分		農地の利用状況				合計
		耕作中	保全管理 (自己保全)	遊休農地 (再生可能)	荒廃農地 (再生困難)	
田	筆数(筆)	16,149	4,383	1,043	299	21,874
	面積(m ²)	18,899,981.32	3,860,386.16	988,568.70	269,284.69	24,018,220.87
畑	筆数(筆)	9,033	2,590	556	284	12,463
	面積(m ²)	3,820,289.81	954,565.37	233,148.29	113,320.91	5,121,324.38
樹園地	筆数(筆)	312	18	1	4	335
	面積(m ²)	467,122.04	18,148.00	1,322.00	511.00	487,103.04
計	筆数(筆)	25,494	6,991	1,600	587	34,672
	面積(m ²)	23,187,393.17	4,833,099.53	1,223,038.99	383,116.60	29,626,648.29

(キ) 利用意向調査の実施

利用意向調査の実施に当たっては、例年、説明会を開催していたが、令和3年度は、説明会は開催せず、「利用意向調査の手引き」を作成し、12月

に農業委員及び推進委員へ配付した。

例年、一度回答のあった遊休農地については、翌年度以降の利用意向調査を実施しないこととしていたが、令和3年度は、過去に回答のあった遊休農地も調査対象とした。

また、例年は、推進委員が「利用意向調査書」等を配付し回収していたが、令和3年度は、推進委員には遊休農地一覧表を送付し、農地利用状況調査の結果、遊休農地（再生可能）とされた農地の所有者には事務局から「利用意向調査書」等を返信用封筒とともに郵送（12月20日に発送）し、4つの選択肢（農地中間管理事業を利用、自ら所有権の移転・賃借権の設定、自ら耕作、その他）から選択した農地利用の意向を「農地における利用の意向について（回答書）」に記入してもらい回収した。（回答期限は1月20日）

令和3年度の利用意向調査の結果は、次のとおりである。

区分		今回の調査対象の遊休農地の所有者等の意向					
		農地中間管理事業を利用	自ら権利設定	自ら耕作	その他	回答なし	計
田	筆数（筆）	299	41	115	197	380	1,032
	面積（㎡）	315,823.59	43,000.61	97,920.37	187,061.78	340,339.00	984,145.35
畑	筆数（筆）	113	16	100	95	226	550
	面積（㎡）	55,038.31	8,476.00	42,207.60	40,649.89	81,934.11	228,305.91
樹園地	筆数（筆）			1		11	12
	面積（㎡）			1,322.00		5,974.00	7,296.00
計	筆数（筆）	412	57	216	292	617	1,594
	面積（㎡）	370,861.90	51,476.61	141,449.97	227,711.67	428,247.11	1,219,747.26

（ク） 非農地判断の実施

非農地判断に係る事務処理要領を令和3年10月1日から施行し、利用状況調査により、再生利用が困難な農地とされた土地について、事務局の事前調査を経て、土地所有者に事前通知書を送付した上で、農業委員及び推進委員が3人以上での現地調査をし、非農地判断を行った。

なお、土地の所有者への非農地通知書の交付、山口県、周南市、山口地方法務局周南支局等への非農地通知一覧表による通知及び総会での非農地判断の結果の報告は、令和4年度に回った。

令和3年度の非農地判断の実施及びその結果は、次のとおりである。

区分		非農地判断の実施		非農地判断の結果			
				農地		非農地	
		筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)	筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)	筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)
登記簿 地目	田	221	170,754.11	43	31,927.20	178	138,826.91
	畑	228	90,747.98	36	9,283.52	192	81,464.46
	その他	2	1,596.68			2	1,596.68
計		451	263,098.77	79	41,210.72	372	221,888.05

(ケ) 農地の賃貸料情報の提供

令和2年分として、令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料（調査対象賃貸借件数377件）を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃借料水準（平均額）を4月9日に公表した。

また、令和3年分として、令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料（調査対象賃貸借件数403件）を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃借料水準（平均額）を2月10日に公表した。

(コ) 農地台帳の整備・管理

農地台帳は農地情報公開システムに情報化され、農業委員会が所管する各種申請、諸証明など業務全般の基本となっており、また、交付金事業の対象となっていることから、定期的に整備・補完するとともに適正に管理した。

なお、農地情報公開システムは、令和4年4月から「農業委員会サポートシステム」に移行され、また、全国農地ナビも農林水産省の「eMAFF農地ナビ」に機能継承されることから、2月から3月にかけて移行を行った。

令和4年3月31日現在の農地台帳における分類別の筆数及び面積は、次のとおりである。

区分		筆数 (筆)	面積 (㎡)
農地	田	27,304	27,785,704.98
	畑	16,485	6,659,430.08
	樹園地	411	532,983.79
	計	44,200	34,978,118.85
採草放牧地		72	355,014.00
農業用施設		220	31,290.56
非農地		66,423	29,999,924.33
計		110,915	65,364,347.74

(サ) 農地改良の届出

農地の盛土又は掘削により農地を改良する場合、水田の埋立てにより畑地を造成する場合その他の農地の改良をする場合の届出はなかった。

(シ) 土地の現況等についての照会に対する回答

山口地方法務局周南支局の登記官より登記簿上の地目が田又は畑（以下「農地」という。）である土地の農地以外への地目変更登記に伴い、農地法の転用許可等の有無、現況が農地であるか否か等についての照会があったので、事務局で現地調査、現況確認、台帳確認をした上でその結果を回答した。

令和3年10月1日の登記官等からの照会に係る事務処理要領の施行後に、山口地方裁判所周南支部より民事執行法による農地等の売却に伴い、登記簿上の地目が田、畑又は牧場である土地の現況等について照会があったので、事務局の事前調査を経て、農業委員及び推進委員が3人以上での現地調査をし、非農地判断を行った上でその結果を回答した。

(ス) 農地等の買受適格証明

民事執行法の規定による競売又は国税徴収法の規定による公売（以下「競売等」という。）に付された農地法第3条に規定する許可を要する農地等について、買受適格証明願いがあったので、事務局と農業委員で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出し審議・決定の上、農地等の買受人となった場合は許可が得られるものであることを証明した。

競売等に付された農地法第5条第1項第7号に規定する届出を要する市街化区域内にある農地等についての買受適格証明願いはなかった。

(セ) 現況が農地でないことの証明等

現況証明願いがあったので、事務局で現地調査、現況確認をした上で非

農地証明を行い、その旨を総会で報告した。

令和3年10月1日の非農地証明に係る事務処理要領の施行後は、非農地証明願いにより、事務局の事前調査を経て、農業委員及び推進委員が3人以上での現地調査により非農地判断を行い、その結果、農地に該当しないと決定したものには非農地証明書を交付し、農地に該当すると決定したものには非農地証明が適当でないと認め非農地証明願返戻通知書により通知し、その旨を総会で報告した。

(ソ) 納税猶予に関する適格者証明

贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項に規定）に関する適格者証明願いはなかった。

相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6第1項に規定）に関する適格者証明願いがあったので、事務局で書類審査及び現地調査を行い、適格者であることを証明し、その旨を総会で報告した。

イ 農業経営基盤強化促進法関係活動

(ア) 利用権設定事務

令和2年度までは推進委員のみを対象として全体で行っていた説明会を、利用状況調査の説明会と同様に、令和3年度は、推進委員と農業委員の合同で、市域を6ブロックに分け、10月14日から22日にかけて6か所で説明会を開催した。

説明会では、利用権設定事務の説明に加え、非農地判断の説明及び情報交換を行った。

開催日	会場	推進委員の担当区域
10月14日	ゆめプラザ熊毛	八代、高水、呼坂、大河内、安田、小松原
10月15日	湯野市民センター	夜市、戸田、湯野、高瀬、米光
10月18日	市役所本庁	大津島、徳山、久米、櫛浜、富田
10月19日	長穂市民センター	長穂、須々万、中須、須金
10月21日	菊川市民センター	四熊、下上、菊川、大向、大道理
10月22日	コアプラザかの	鹿野1、2、3、4、5

推進委員は地域の窓口となり、貸し借りの仲介を行い、貸し手、借り手の意向確認をして「農業経営基盤強化促進事業利用権設定申出書」を作成し提出した。

更新分申出書の提出締切は12月25日、新規分申出書の提出締切は年4回、1月・4月・7月・10月の末日であった。

本市では、この農業委員会等による農地利用調整の結果をとりまとめて、農用地利用集積計画（案）を作成された。

令和3年度に手続があった更新・新規別の申出件数は、次のとおりである。

区分	更新	新規	合計
申出件数（件）	203	155	358

また、令和3年度の更新・新規の手続を含む令和4年4月1日現在の利用権設定の状況は、次のとおりである。

区分	筆数 (筆)	面積 (㎡)
田	4,101	6,366,693.87
畑	225	221,960.61
樹園地	16	50,928.00
計	4,342	6,639,582.48

(イ) 農用地利用集積計画の決定

周南市長より決定を求められた農用地利用集積計画（案）について、総会で審議し決定した。（6月、9月、12月、3月総会）

ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動

(ア) 農用地利用配分計画の認可の通知受理

山口県知事より農地中間管理機構の農用地利用配分計画を認可した旨の通知があったのでこれを受理した。（6月、9月、12月、2月）

エ 農業振興地域の整備に関する法律関係活動

(ア) 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見聴取

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、事務局と農業委員で現地調査を行い、総会で審議した結果、特に意見がなく承認することを決定し、周南市長に回答した。（7月、11月総会）

(3) 組織活動

ア 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

農業委員会法第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見について、農業委員及び推進委員に意見案の提出を求

め、次のとおり、要望意見項目を取りまとめ、「令和4年度に向けた農地等利用最適化推進に関する意見」として調製の上、10月総会で審議・決定し、10月27日に周南市長に提出した。

周南市長からは、令和4年2月16日付け文書により回答があった。

要望意見項目	
1	担い手への農地利用の集積・集約化
	(1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援
	(2) 多面的機能支払交付金制度の導入支援及び活動組織への支援拡充
	(3) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実
2	遊休農地の発生防止・解消
	(1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援
	(2) 中山間地域等直接支払制度に取り組む持続可能な生産活動に対する支援
	(3) 鳥獣被害防止対策の強化
3	新規参入の促進
	(1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の強化
4	その他
	(1) (仮称)太陽光発電設備の設置に関する条例の制定
	(2) 生活道となっている農道の維持管理の支援拡充
	(3) 非農地判断した土地の地目変更登記の円滑な実施
	(4) 農業振興地域整備計画・農用地利用計画の全体見直しの実施
	(5) 正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施
	(6) 「人・農地プラン」の着実な実行・実現

イ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更・公表

平成30年2月9日に策定し、3年を経過した周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証・見直しを行い、推進委員の意見を聴いた後、指針の変更を6月総会で議決し、市ホームページで公表した。

ウ 前年度の活動の点検・評価及び当年度の目標・活動計画の公表

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をまとめ、6月の総会で議決し、市ホームページで公表した。

エ 規則、規程、要綱、要領等の整備

次のとおり、規則、規程、要綱及び要領を整備した。

題名	区分	施行日
周南市農業委員会在宅等勤務実施要綱	新設	令和3年

		4月1日
周南市農業委員会農地法関係事務の指針を定める要綱	新設	4月1日
周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則 (周南市規則)	一部改正	10月1日
周南市農業委員会会長専決規程	一部改正	10月1日
周南市農業委員会事務局規程	一部改正	10月1日
周南市農業委員会事務局長等専決要綱	一部改正	10月1日
周南市農業委員会の委員等の活動の報告に関する要綱	新設	10月1日
周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱	新設	10月1日
周南市農業委員会農地転用制限の例外(農業用施設)に係る届出に関する要綱	新設	10月1日
周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領	新設	10月1日
周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	新設	10月1日
周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領	新設	10月1日
周南市農業委員会和解の仲介に関する規程	新設	令和4年 3月18日
周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱	新設	4月1日
周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱	新設	4月1日
周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱	新設	4月1日
周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱	新設	4月1日
周南市農業委員会農地台帳点検等実施要綱	新設	4月1日
周南市農業委員会委員全員協議会要綱	新設	4月1日
周南市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)に係る事務処理要領	新設	4月1日
周南市農業委員会遊休農地等の利用意向調査等に係る事務処理要領	新設	4月1日
周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則 (周南市規則)	一部改正	4月1日
周南市農業委員会の委員等の活動の報告に関する要綱	一部改正	4月1日
周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	一部改正	4月1日

オ 農業委員・推進委員・事務局の情報の共有化

毎月開催の協議会で、常設審議委員会で配付された資料、国からの資料、山口県からの資料、山口県農業会議からの資料等を農業委員に配付するとともに、同じものを推進委員にも送付付することで、農業委員・推進委員・事務局職員の情報共有ができ、意識・知識の向上が図れた。

配付・送付した主な資料は、次のとおりである。

配付月	配付した資料等	資料の発出元等
5月	非農地判断の徹底について	農林水産省
	「非農地判断の徹底について」の対応について	全国農業会議所
6月	農業者年金加入推進名簿を活用した戸別訪問のお願い	山口県農業会議
7月	「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」取りまとめ要領	山口県農業会議
	新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案	全国農業会議所
8月	令和3年度「農業者等との意見交換会」実施要領及び参考資料	全国農業会議所 山口県農業会議
9月	農業委員会の最適化活動に係る目標設定等について	農林水産省
10月	農業委員会等に関する法律施行令・施行規則の一部改正関係（農地利用最適化推進委員の定数）	農林水産省
	農地利用最適化活動における活動と成果目標の設定に関する経過	全国農業会議所
11月	農地利用最適化活動における活動と成果目標の設定に関する対応について（申し合わせ決議）	全国農業会議所
12月	農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の知事への提出（令和4年度山口県農業施策に関する意見書）	山口県農業会議
1月	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（農業委員の認定農業者の過半数要件の緩和の方向性）	閣議決定・抜粋
	農業者年金制度が改正されます	農業者年金基金
	収入保険のパンフレット	農業共済組合
2月	人・農地など関連施策の見直しの概要（目標地図等）	農林水産省
	農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業	農林水産省
	早生樹ハコヤナギ事業紹介	双日
	水稻共済の加入方式変更について	農業共済組合
3月	農業委員会による最適化活動の推進等について（経営局長通知）	農林水産省
	「農業委員会による最適化活動の推進等について」の内容	農林水産省
	農業委員会による最適化活動の推進等について（農地政策課長通知）	農林水産省
	「農業委員会による最適化活動の推進等について」（農地政策課長通知）のポイント	全国農業会議所
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要	農林水産省
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案について	農林水産省

カ デジタル化の推進

行政のデジタル化の推進の一環として、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation: DX。IT技術を活用して従来の組織や事務な

どを変革していくこと。)も視野に入れ、農業委員、推進委員及び事務局職員のIT機器等の利用状況の把握と今後の委員会での利活用の方向性を確認するため、「ICT活用についてのアンケート」を10月に実施した。

アンケートの結果は、12月の協議会で配付したが、タブレットの導入、ドローンの活用ともに、導入して利活用すべきが多くを占めた。

また、11月の協議会では、山口県農業会議から短期間借り受けたタブレットを使って、全農業委員を対象に「タブレット操作研修」を実施した。

まずはタブレットに触れることから始め、その後メールで受信した11月総会の議案及び参考資料の閲覧、全国農地ナビでの検索など行ったが、タブレットの導入により効率化等が期待されるが、委員等の負担の軽減にも配慮して、デジタル化を進めていく必要がある。

キ 事業報告の作成・公表

令和2年度終了後、一年間の総会審議等の状況、農地法等に基づく処理状況、農業委員・推進委員の活動状況等を「事業報告」としてまとめ、6月総会での承認後、市ホームページで公表し、活動状況や成果の見える化を図った。

(4) 研修活動

ア 研修会への出席

次のとおり、研修会に出席し、個々の資質の向上を図った。

開催日	研修会等の名称	開催場所
11月2日	農業者年金加入推進特別研修会	山口市・セントコア山口
12月6日	山口県農業委員会女性協議会第1回研修会	山口市・セントコア山口
12月13日	農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会 (山口県農業会議主催、周南市・下松市合同)	周南市役所
12月15日	農業者年金加入推進特別研修会	山口市・セントコア山口
12月16日	若手農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会	山口市・セントコア山口

イ 図書、リーフレット等の配付

全国農業会議所編集・発行の図書、リーフレット、パンフレットを農業委員及び推進委員の全員に個別に配付することにより、自己研鑽し、資質の向上が図られ、農業者に対する情報提供活動に活用できた。

(5) 情報提供活動

ア 市広報による情報提供

次のとおり、広報「しゅうなん」に掲載した。

号	内容
7月15日号	農業委員会だより「農地の利用状況調査」
11月号	募集・農地利用最適化推進委員（第20区・高瀬、夏切、埜地区）
12月号	募集・農地利用最適化推進委員（第27区・小松原地区）
3月号	お知らせ・農地利用最適化推進委員の決定（第20区、第27区） 募集・農地利用最適化推進委員（第13区・大道理地区）

イ 市ホームページによる情報提供

次のとおり、農業委員会のページを更新した。

令和3年度に更新した項目等		最終更新日
農地 法 関 係 の 手 続	農業委員会様式集	3月30日
	農地の賃借料情報 周南市賃借料情報（令和2年分） 周南市賃借料情報（令和3年分）	2月10日
	農地の権利移動、転用等の許可締切日は毎月20です 令和4年度の毎月の許可申請書の提出締切日等	3月31日
	太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項	12月28日
	利用権の設定について	10月29日
	非農地証明	3月31日
	農地の下限面積を直しました	3月30日
	農地改良届出について	3月30日
農 業 委 員 会 に つ い て	周南市農業委員会総会の議事録（開催日の1か月後に公表）	3月10日
	農業委員会総会（次回の開催日を告知） 令和4年度農業委員会定例総会の開催日等	3月31日
	農業委員会名簿 農業委員名簿、農地利用最適化推進委員名簿	1月11日
	農業委員会による意見の提出 令和4年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見	10月27日
	周南市農業委員会の事業計画・事業報告 令和3年度周南市農業委員会事業計画 令和2年度周南市農業委員会事業報告	7月9日
	農業委員会事務の実施状況 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画	6月11日
	農地等の利用の最適化の推進に関する指針 周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（令和3年6月10日変更）	6月10日

ウ 庁内グループウェアによる情報提供

市職員に委員会の仕事内容や農地法の許可制度等に係る理解を深めてもらい、農地の無断・違反転用の防止や早期発見、また、市民からの相談の際の

適切な対応や事務局へ適切につなぐことができるようにするため、「ACS通信」（ACSとは、農業委員会事務局の英語表記（Agricultural Commission Secretariat）の頭文字）を6月に創刊し、次のとおり、毎月定期的に庁内グループウェアの掲示板に載せている。

号	発行日	内容
創刊号	6月1日	「ACS通信」って何？ ～創刊に当たって～ 農業委員会の仕事 ～農業委員会等に関する法律に規定～
第2号	7月1日	6月総会での承認事項 ～「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」について～ 農業委員会の基礎知識 ～農業委員会法の規定からみる～
第3号	8月1日	農地利用状況調査の説明会を開催しました ～6ブロック別の実施～ 農業委員会の基礎知識 ～農業委員会法の規定からみる～
第4号	9月1日	農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）のご紹介
第5号	10月1日	「非農地判断の徹底」に係る関連規程の所要の改正 非農地判断における手続の流れ ～利用状況調査後の作業～
第6号	11月1日	利用権設定の説明会を開催しました～6ブロック別の実施～ 農地の貸し借りとその方法 ～根拠法令別に見る～
第7号	12月1日	利用状況調査を実施しました ～現地調査は終了～ 遊休農地に木を植える（その1） ～農地転用等が必要な場合～
第8号	1月1日	合同研修会を開催しました ～周南市・下松市～ 遊休農地に木を植える（その2） ～農地転用等が不要な場合～
第9号	2月1日	非農地判断を開始しました ～利用状況調査後の作業～ 農業委員会組織とは ～3段階の組織～
第10号	3月1日	農地の賃借料情報を公表しています～10アール当たりの平均値 下限面積要件について ～周南市は30アール（20アール）～

（6） 日常活動

ア 農地パトロールによる農地の利用促進と無断・違反転用の早期発見

日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況把握に努めた。

また、無断・違反転用を発見し、事務局において適正指導を行った。

イ 農業者との情報交換

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日常の雑談・日常の相談活動が制約され、十分な活動ができない特別な環境であったが、その中でも農家が抱える個々の問題を把握し、相談・指導・助言などで具体的な対応策を提案した。

（7） その他の活動

ア 農業者年金の普及啓発・加入促進・相談等

農業者年金制度の普及啓発及び新規加入の推進を図り、制度の強化・拡充に努め、農業者の老後の生活安定と福祉の向上に資するとともに後継者への継承を促進し、農業経営基盤の強化を図った。

農業者年金の加入者数は、次のとおりである。

区分	令和 2年度末 (人)	令和3年度中の増減		令和 3年度末 (人)
		新規加入者 (人)	資格喪失・ 取消(人)	
男	9			9
女	10			10
計	19			19

イ 国有農地の管理

農林水産省所管国有財産管理者（山口県知事）から土地を借り受けている者に対して、賃借料の徴収に関する事務や現地調査を行った。

国有農地の管理状況は、次のとおりである。

管理面積		管理状況					
		農耕貸付		未貸付		転用貸付	
筆数 (件数)	面積 (㎡)	筆数 (件数)	面積 (㎡)	筆数 (件数)	面積 (㎡)	筆数 (件数)	面積 (㎡)
6	3,702.00	1	193.00	4	3,203.00	1	306.00

ウ 全国農業新聞の普及拡大等

農業委員会の組織紙として、また、農家向けの情報紙としての性格を合わせもった新聞として発行を続けている「全国農業新聞」の購読の普及に努めるとともに、地域の身近な紙面づくりのための情報を提供した。

全国農業新聞の購読申込部数は、次のとおりである。

令和 2年度末 (部)	令和3年度中の増減		令和 3年度末 (部)
	新規申込 (部)	廃止 (部)	
120	10	10	120

5 まとめ

(1) 「非農地判断の徹底」への対応

令和3年度の初日、農林水産省経営局農地政策課長より「非農地判断の徹底について」が発出された。

この通知は、農林水産省としては、荒廃農地の活用を踏まえ、「再生利用が困難な農地」を非農地判断により農地に該当しないものにより太陽光発電設備の整備の可能な区域とし、これにより再生可能エネルギーの導入を促進しようとするものであった。

非農地判断の徹底については、これまでも平成20年4月15日付けの「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」に始まり、平成30年3月12日付けの「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」により農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう通知されてきたところであるが、農業委員会が非農地判断を行うことが相当でありながら、放置されている農地がいまだ存在しているが、このような状況を放置すれば、農地台帳の正確な記録の確保が図られず、円滑な事務手続を阻害する要因になりかねないため、推進委員及び農業委員が3人以上での利用状況調査を実施し、その結果に基づき、再生利用が困難と判断された場合は、農業委員会は、地目変更登記の有無にかかわらず、当該調査後直ちに、非農地として農地台帳から除外するものとされた。

本市も例外でなく、過去の通知に規定された手続の全部又は一部がなされていないことから、今回の通知を受けて非農地判断を伴う事務処理を適正かつ円滑に行うため、国の示す非農地判断の手続（農業委員及び推進委員の3人以上での現地調査・非農地判断、非農地通知書の交付、非農地通知一覧表の作成・通知等をいう。以下「非農地判断の手続」という。）を規定した、非農地判断に係る事務処理要領、非農地証明に係る事務処理要領及び登記官等からの照会に係る事務処理要領を定め、10月1日から施行した。

なお、これらの要領の施行前に、非農地判断の手続を経ずに農地台帳の現況地目を非農地とした土地については、非農地判断の手続となるよう、令和4年4月に、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱を制定し、非農地判断に係る事務処理要領の全部又は一部の規定の例による手続により補完することとした。

今後、この要綱に基づいて令和2年度までの非農地扱いとした土地の非農地判断等を実施する。

(2) 太陽光発電設備に係る農地転用への対応

太陽光発電設備に係る農地の転用をめぐっては、周辺住民とのトラブルが想定されることから、太陽光発電設備の設置者等へ、前もって周辺への配慮、排水路の対応、廃棄費用の積み立て義務化への対応等を促す「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」を、7月に作成し、窓口へ備え置き、また市ホームページにも掲載した。

さらに、窓口に来られた事業者へは、別途作成した「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている皆様へ」を直接配付し、周辺への配慮の重要性を強調し、国のガイドラインも例示した上で、周辺の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々への計画の事前説明を十分された後に農地転用申請をされるようお願いした。

このような中、申請代理人及び事業を行う譲受人に再三に渡り地域住民への事業説明や近隣所有者との協議を依頼したが、国のガイドライン及び委員会の注意事項が十分に果たされていないまま、転用申請がなされた事案があり、総会において、周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあることから、全会一致で不許可相当と決定し、常設審議委員会の意見聴取においても賛成多数で不許可相当としての回答があり、不許可決定をした。

委員会としては、初めての不許可決定であり、農地転用、特に太陽光発電設備に関しては、地域の農業者の利益を守る、周辺の農地・農業への影響を最小限にする、そして農村の地域コミュニティを守るという観点からの苦渋の決断であった。

(3) 農業委員と推進委員の連携強化

平成27年の農業委員会制度の改正（農業委員会法の改正法は平成28年4月1日から施行）により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に重点的に取り組むこととされた。

農業委員会が農地等の利用の最適化の推進の成果をあげるためには、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていくことが重要であり、農業委員会法の中にも、推進委員の意見聴取、総会への出席の求め、総会で意見の陳述が定められているが、これ以外の場面も含めて、農業委員会の機能を最大限に発揮するためには、農業委員と推進委員が共に地域農業の代表者として協力して事務を行うことが必要である。

全国農業会議所が行った「農業委員会法5年後調査」の結果公表を見ると、推進委員が必ず総会に出席する53%、全ての現場活動を農業委員と推進委員が一緒に行っている62%、両委員が合同で地域別の班やチーム等を設置している43%など、全国的には農業委員と推進委員の連携が進んでいる。

こうした中、委員会では、令和3年度周南市農業委員会活動計画の中で、重点事項として「農業委員と推進委員との適切な役割分担と連携強化」を謳い、6月10日に変更した農地等の利用の最適化の推進に関する指針の中でも、随所で「農業委員と推進委員は連携し、……」と連携強化の方向性を示した。

まずは、連携強化の手始めとして、農業委員と推進委員が集まることとし、7月に、市域を6ブロックに分けて、農業委員と推進委員の合同で利用状況調

査の説明会を開催し、主題の説明に加え、委員等同士での話し合い・情報交換を行った。(10月に開催した利用権設定事務の説明会も同様とした。)

また、10月からの非農地判断に係る事務処理要領等の施行後には、農業委員及び推進委員の3人以上での現地調査を行うことになり、農業委員と推進委員が一体的に現場活動を行う体制となった。

農業委員と推進委員の連携は、その緒についたばかりで、今後、農業委員及び推進委員が、それぞれの地域活動の中で取り組むべき課題、目標、諸問題の解決策等について協議し、課題等に係る認識の共有化を図るとともに、農業者、関係者、関係団体等との意見交換を行うなど、連携して地域に密着した農地の利用の最適化を進め、農業の持続的発展に寄与するため、地区協議会の定期的な開催などの検討を要する。

(4) 活動記録簿による見える化

活動状況や成果の見える化に向け、農業委員及び推進委員は、日常活動の中で全国農業会議所・編集発行の「農業委員会活動記録セット」を活用し、日々の活動を「活動記録簿」に記載の上、毎月事務局に提出することとしているが、これを規定したものなかったため、新たに委員等の活動の報告に関する要綱を制定し、10月から施行した。

また、国の農地利用最適化交付金を受けるために、毎月提出を求めている「農地利用最適化業務活動日誌」(以下「活動日誌」という。)は、農業委員及び推進委員の能率給の計算にも用いているが、周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則(周南市規則)の中には、活動日誌による活動時間に応じて能率給を算出する旨の規定はあるものの、様式の定めもなく、また計算方法の規定もなかったため、国の交付金実施要綱の規定による交付対象となる活動を明記した様式に改めた上で、この規則の一部改正を周南市農林課に依頼し、改正規則が10月から施行された。

活動記録簿及び活動日誌は、それぞれの使用目的による様式のため、記載内容に重複する部分があり、委員等の中からは煩わしさの指摘もあった。

こうした中、2月2日に農林水産省経営局長より「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出され、また、2月25日には農林水産省経営局農地政策課長より同名の通知が発出された。

局長通知は、農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表報告等並びに推進委員と農業委員の役割分担、中立委員の選考等を内容とし、課長通知は、局長通知による事務等の実施に当たり必要な様式等を示したもので、令和4年4月1日からの施行となっている。

課長通知で示された別紙様式2「農業委員会活動記録簿」は、活動日ごとに作成するもので、最適化活動のみならず農業委員・推進委員の活動全般を記載できる内容でありため、先の活動記録簿及び活動日誌を「農業委員会活動記録簿」に一本化することし、周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則（周南市規則）及び委員等の活動の報告に関する要綱を一部改正し、令和4年4月1日から施行した。

令和4年度からの「新たな農地利用最適化」の肝は「活動記録簿」であり、農業委員・推進委員の日常活動の見える化を進めていく

(5) 規則・規程・要綱・要領の整備がほぼ完了

令和2年12月の農業委員会規程の全部改正、会長専決規程、事務局規程及び事務局長等専決要綱の新設から始めた委員会の規則、規程、要綱及び要領の整備も、令和4年3月までにほぼ完了した。

これらの整備により、経験や先例に頼ることなく、仕事のマニュアル化が図られ、事務手続の見える化、統一化、効率化、品質の向上への入口ができた。

残すは、地区協議会等の内部組織の設置要綱のみとなった。

(6) 令和4年度へ向けて

令和3年度もコロナ禍での組織運営、日常活動となった。

このような一年ではあったが、「チーム農業委員会」として、公平、公正で明るく開かれた信頼される組織運営に努めた。

今後とも、「チーム農業委員会」は、ワンチームとして情報を共有し行動を一つに、本市の農業及び農業者の公的代表機関として、「現場主義」を第一に農業者の声に耳を傾け、寄り添う活動を推進する。

6 年間活動実績表

(日常活動を除く。)

月	日	項目
4月	9日	令和3年第4回総会・協議会 農地の賃借料情報（令和2年分）を公表
	28日	第61回常設審議委員会へ出席
5月	10日	令和3年第2回幹事会 令和3年第5回総会・協議会
	28日	第62回常設審議委員会（書面開催）
6月	10日	令和3年第6回総会・協議会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（変更）を公表
	11日	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を公表

		令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を公表
	28日	第63回常設審議委員会へ出席 山口県農業会議第7回総会へ出席
7月	5日	利用状況調査説明会（本庁）
	6日	利用状況調査説明会（夜市市民センター）
	8日	利用状況調査説明会（菊川市民センター）
	9日	利用状況調査説明会（長穂市民センター）
	12日	令和3年第7回総会・協議会
	13日	利用状況調査説明会（ゆめプラザ熊毛）
	16日	利用状況調査説明会（コアプラザかの）
	28日	第64回常設審議委員会へ出席
8月	10日	令和3年第8回総会・協議会
	30日	第65回常設審議委員会（書面開催）
9月	10日	令和3年第9回総会・協議会
	28日	第66回常設審議委員会（書面開催）
10月	11日	令和3年第3回幹事会
		令和3年第10回総会・協議会
	14日	利用権設定事務説明会（ゆめプラザ熊毛）
	15日	利用権設定事務説明会（湯野市民センター）
	18日	利用権設定事務説明会（本庁）
		農地利用最適化推進委員（第20区・高瀬）を募集 （応募期間：10月18日から11月18日まで）
	19日	利用権設定事務説明会（長穂市民センター）
	21日	利用権設定事務説明会（菊川市民センター）
	22日	利用権設定事務説明会（コアプラザかの）
27日	令和4年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見」を周南市長へ提出	
28日	第67回常設審議委員会へ出席	
11月	2日	令和3年度農業者年金加入推進特別研修会へ出席
	10日	令和3年第11回総会・協議会
	18日	農地利用最適化推進委員（第27区・小松原）を募集 （応募期間：11月18日から12月20日まで）
	29日	第68回常設審議委員会へ出席
12月	3日	令和3年第4回幹事会
		農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（第20区・高瀬）
	6日	山口県農業委員会女性協議会第1回研修会へ出席
	10日	令和3年第5回幹事会
令和3年第12回総会・協議会		

	13 日	山口県農業会議主催・農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会（周南市・下松市合同）へ出席
	15 日	令和 3 年度農業者年金加入推進特別研修会へ出席
	16 日	若手農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会へ出席
	21 日	第 69 回常設審議委員会へ出席
	27 日	農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（第 27 区・小松原）
1 月	11 日	令和 4 年第 1 回総会・協議会
	28 日	第 70 回常設審議委員会（書面開催）
2 月		令和 4 年第 1 回幹事会
	10 日	令和 4 年第 2 回総会・協議会
		農地の賃借料情報（令和 3 年分）を公表
	14 日	農地利用最適化推進委員（第 13 区・大道理）を募集（応募期間：2 月 14 日から 3 月 14 日まで）
	16 日	「令和 4 年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見」への回答を受理
	21 日	人・農地プラン地区座談会（三丘）
28 日	第 71 回常設審議委員会へ出席	
3 月	1 日	人・農地プラン地区座談会（須金・金峰）
	7 日	人・農地プラン地区座談会（戸田）
	10 日	令和 4 年第 3 回総会・協議会
	22 日	農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（第 13 区・大道理）
	24 日	人・農地プラン検討会
	28 日	第 72 回常設審議委員会へ出席

資 料 編

1 総会の議事

表1 議案の個別件数

区分		根拠法令等		
許可申請	農地等の権利移動	農地法第3条第1項	1	
	農地の転用	農地法第4条第1項		
	農地等の転用のための権利移動	農地法第5条第1項		
	農地等の賃貸借の解約等	農地法第18条第1項		
許可の取消申請	農地等の権利移動	農地法第3条第1項	5	
	農地の転用	農地法第4条第1項		
	農地等の転用のための権利移動	農地法第5条第1項		
事業計画の変更承認申請	農地の転用	農地法第4条第1項		
	農地等の転用のための権利移動	農地法第5条第1項		
買受適格証明	耕作目的	農地法第3条第1項	10	
	転用目的	農地法第5条第1項		
下限面積要件における別段の面積の設定		農地法第3条第2項第5号		
和解の仲介（県に申出するか直接するか判断）		農地法第25条第1項		
非農地判断の決定	非農地判断に係る非農地判断の決定	周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領	15	
	非農地証明に係る非農地判断の決定	周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領		
	登記官等からの照会に係る非農地判断の決定	周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領		
農用地利用集積計画（案）の決定		基盤強化法第18条第1項		
意見聴取	基本構想	基本構想（基盤強化法第6条第1項）の策定	基盤強化法施行規則第2条	20
		変更	基盤強化法施行規則第7条	
	農用地等の保有・利用に関する情報提供等		中間管理法第19条第3項	
	農用地利用配分計画の案（中間管理法第19条第2項）		中間管理法第19条第3項	
	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画（農振法第8条）の策定	農振法施行規則第3条の2第1項	
農用地利用計画の変更		農振法施行規則第3条の2第2項		
承認申請	特定農地貸付け（特定農地貸付法第2条第2項）		特定農地貸付法第3条第1項	
推進委員	農地利用最適化推進委員の委嘱		農業委員会法第17条	25
	農地利用最適化推進委員の解嘱		農業委員会法第21条	
	農地利用最適化推進委員の辞任の同意		農業委員会法第23条	
農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出		農業委員会法第38条第1項		
指針	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定		農業委員会法第7条第1項	30
	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更		農業委員会法第7条第1項	
前年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認		農業委員会法第37条・規則第15条第1項		
本年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定		農業委員会法第37条・規則第15条第1項		
規則・規程の制定・改正				
農業委員会事業計画の策定				
農業委員会事業報告の承認			35	
合計				

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1		3	1	1	3	2	7	2	4	2	3	2	30
	1						2		1				4
	8	7	8	7	1	3	2	5	9	7	6	2	65
5													
		1											1
10	1												1
												2	2
15													
			25			4			40			289	358
20													
				2				1					3
25	1								1	1			3
							1	1			1		3
							1						1
30			1										1
			1										1
			1										1
						2						1	3
	1												1
35		1											1
	12	12	37	10	4	11	13	9	55	10	10	296	479

(注) 継続審議の議案にかかる個別件数は、最初の提案の月、継続審議した月のどちらにも計上した。

表2 報告の個別件数

		区分	根拠法令等	
届出等の受理の報告	権利取得	農地売買等事業の実施により取得	農地法第3条第1項第13号	1
		農地中間管理権を取得	農地法第3条第1項第14号の2	
		相続、遺産分与、時効、法人合併、法人分割等	農地法第3条の3	
	農地の転用	国・県の公共事業	農地法第4条第1項第2号	
		市街化区域内にある農地	農地法第4条第1項第8号	5
		制限の例外	農地法第4条第1項第9号・規則第29条	
	農地等の転用のための権利取得	国・県の公共事業	農地法第5条第1項第1号	
		市街化区域内にある農地等	農地法第5条第1項第7号	
		制限の例外	農地法第5条第1項第8号・規則第53条	
	農地所有適格法人等	農地所有適格法人の報告	農地法第6条第1項	10
		農地所有適格法人以外の者の報告	農地法第6条の2第1項	
		要件を満たすに至った旨の届出	農地法第7条第5項	
	賃貸借	解除	農地法第18条第1項第4号	
		解除（農用地利用集積計画分）	農地法第18条第1項第5号	
解約等の通知		農地法第18条第6項	15	
	農作物栽培高度化施設の設置	農地法第43条第1項		
	農地改良	周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱		
	土地改良事業参加資格交替（土地改良法第2条第2項）の申出	土地改良法第3条第2項		
許可決定の報告	国・県との協議の成立	農地の転用	農地法第4条第8項	20
		農地等の転用のための権利取得	農地法第5条第4項	
	買受適格証明交付済	耕作目的	農地法第3条第1項	
転用目的		農地法第5条第1項		
非農地判断の結果			周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領	
照会に対する回答等の報告	地目変更登記に係る照会（登記官）		周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領	25
	民事執行法による売却に伴う農地等の現況に係る照会（執行裁判所）		周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領	
	弁護士会からの会員弁護士受託事件に係る照会		弁護士法第23条の2第2項	
	贈与税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会（税務署）		租税特別措置法第70条の4第38項	
	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会（税務署）		租税特別措置法第70条の6第43項	
証明の報告	買受適格証明	市街化区域内にある農地等（転用目的）	農地法第5条第1項第7号	30
	現況が農地でないことの証明等		周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	
	納税猶予の適格者証明	贈与税	租税特別措置法第70条の4第1項	
相続税		租税特別措置法第70条の6第1項		
農地賃借料情報			農地法第52条	
農業委員会の予算				
農業委員会の決算				35
合計				

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1					1								1
	5	6	5		7	12	3	18	4	10	7	12	89
5	1	2	4	2	1	4	1	1	1	1		1	19
						2	1						3
	11	6	6	10	11	7	1	6	8	9	5	8	88
	2	5	1	1		1	1		2	3	2	6	24
10	6	6	2	4		2	1		1		1		23
15									1				1
20													
				1									1
25											1		1
30	10	5	5	8	5	3	4	7	9	10	6	7	79
	1												1
	4							3					7
	1										1		2
	1												1
35									1				1
	42	30	23	26	25	31	12	35	27	33	23	34	341

2 農地法等に基づく処理状況等

(注) 許可処分日、届出受理日、証明書交付日等の属する月別に区分した。

表3 農地法第3条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
5月	3	1	90.00	5	4,069.00			6	4,159.00
6月	1	2	5,194.00	1	217.00			3	5,411.00
7月	1	1	2,608.00	2	733.00			3	3,341.00
8月	3	6	4,001.28					6	4,001.28
9月	2	2	3,700.00	3	10,232.00			5	13,932.00
10月	7	18	20,243.00	3	707.00			21	20,950.00
11月	2	1	1,450.00	1	299.00			2	1,749.00
12月	4	7	5,639.00	1	1,308.00			8	6,947.00
1月	2	3	2,947.00					3	2,947.00
2月	3	3	4,952.00					3	4,952.00
3月	2	1	380.00	1	105.00			2	485.00
計	30	45	51,204.28	17	17,670.00			62	68,874.28

(注) 畑は、普通畑、樹園地、牧草畑等の田以外の農地をいう。以下同じ。

表4 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
7月	1			2	9,930.00			2	9,930.00
計	1			2	9,930.00			2	9,930.00

表5 農地法第3条の3の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	6	5	4,642	8	3,515			13	8,157.00
5月	3	11	13,143	4	1,301			15	14,443.70
6月	4	8	5,288	2	483			10	5,770.54
7月	7	19	24,667	6	1,045			25	25,712.00
8月	10	26	33,516	14	4,796			40	38,312.40
9月	15	2	8,765	38	7,914			40	16,679.00
10月	6	8	7,568	13	3,319			21	10,886.61
11月	6	14	20,550	11	3,571			25	24,121.00
12月	13	32	32,411	14	4,754			46	37,164.63
1月	6	25	25,044	9	3,210			34	28,253.89
2月	8	7	7,694	9	816			16	8,509.51
3月	10	26	37,638	8	2,977			34	40,615.00
計	94	183	220,926.38	136	37,698.90			319	258,625.28

表6 農地法第4条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
4月	1	2	532.00			2	532.00
10月	1	1	125.00			1	125.00
11月	1	1	334.06			1	334.06
12月	1			1	169.00	1	169.00
計	4	4	991.06	1	169.00	5	1,160.06

表7 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
4月	4	5	1,731.25	1	91.18	6	1,822.43
5月	2	1	39.00	1	254.00	2	293.00
6月	1			2	867.00	2	867.00
7月	3	4	703.00			4	703.00
8月	3	7	1,823.20			7	1,823.20
9月	1			1	257.00	1	257.00
11月	2	2	227.00	1	16.00	3	243.00
1月	1	1	1,442.00			1	1,442.00
3月	2	1	334.00	1	37.30	2	371.30
計	19	21	6,299.45	7	1,522.48	28	7,821.93

表 8 農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び農地法施行規則第 29 条の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
2月	1	1	70.00			1	70.00
計	1	1	70.00			1	70.00

表 9 農地法施行規則第 29 条の制限例外の内訳

区分	件数 (件)	農地				合計		
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)			
規則29条 第1号	農業用施設等	1	1	70.00			1	70.00
規則29条 第6号	市の公共事業							
規則29条 第13号	電気事業者							
規則29条 第14号	市が行う市街化区域内 農地の転用							
規則29条 第16号	認定電気通信事業者							
規則29条 第17号	市の災害応急対策・復 旧のための転用							
その他								
計		1	1	70.00			1	70.00

表 10 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	8	5	10,176.00	5	3,509.00			10	13,685.00
5月	7	10	12,791.00					10	12,791.00
6月	8	7	9,487.00	1	111.00			8	9,598.00
7月	7	8	7,976.63	1	240.00			9	8,216.63
8月	1	1	1,078.00					1	1,078.00
9月	2	2	2,609.00					2	2,609.00
10月	2	2	3,923.00					2	3,923.00
11月	5	4	8,580.00	1	32.00			5	8,612.00
12月	8	7	11,060.00	1	515.00			8	11,575.00
1月	7	10	12,635.00					10	12,635.00
2月	6	6	14,442.00	1	59.00			7	14,501.00
3月	2	4	6,522.00					4	6,522.00
計	63	66	101,279.63	10	4,466.00			76	105,745.63

表 11 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更承認

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
5月	1	2	1,586.00					2	1,586.00
計	1	2	1,586.00					2	1,586.00

表 12 農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
7月	2	2	645.00	3	269.00			5	914.00
9月	1	1	550.70					1	550.70
計	3	3	1,195.70	3	269.00			6	1,464.70

表 13 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	8	9	5,044.00	2	179.91			11	5,223.91
5月	5	4	3,244.00	1	116.00			5	3,360.00
6月	11	9	2,685.61	7	2,180.74			16	4,866.35
7月	7	9	4,210.71	1	180.00			10	4,390.71
8月	7	8	7,636.00	1	49.00			9	7,685.00
9月	1			1	262.00			1	262.00
10月	8	4	2,160.58	11	2,805.77			15	4,966.35
11月	8	6	8,489.00	6	1,725.00			12	10,214.00
12月	7	3	1,503.00	10	1,516.71			13	3,019.71
1月	6	11	8,735.00					11	8,735.00
2月	7	11	3,279.47	2	518.00			13	3,797.47
3月	6	8	3,279.00					8	3,279.00
計	81	82	50,266.37	42	9,533.13			124	59,799.50

表 14 農地法第 5 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 53 条の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	3	1	1.00	3	2,001.00			4	2,002.00
5月	1			1	1.00			1	1.00
6月	1			1	1.00			1	1.00
8月	1	1	4.00					1	4.00
9月	1	1	1.00					1	1.00
10月	1	1	2.25					1	2.25
11月	1			1	4.00			1	4.00
12月	3	14	12,359.00	5	1,280.25			19	13,639.25
1月	6	5	490.00	1	4.00			6	494.00
2月	3	4	300.20					4	300.20
3月	2	2	5.96					2	5.96
計	23	29	13,163.41	12	3,291.25			41	16,454.66

表 15 農地法施行規則第 53 条の転用制限例外の内訳

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計		
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)					
規則53条 第5号	市の公共事業	6	7	1,082.20	2	2,000.00			9	3,082.20
規則53条 第11号	電気事業者									
規則53条 第12号	市が行う市街化区域 内農地の転用									
規則53条 第14号	認定電気通信事業者	16	10	202.21	6	13.25			16	215.46
規則53条 第15号	市の災害応急対策・ 復旧のための転用									
その他		1	12	11,879.00	4	1,278.00			16	13,157.00
計		23	29	13,163.41	12	3,291.25			41	16,454.66

表 16 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告の受理

区分	件数 (件)
4月	3
5月	2
6月	4
8月	2
10月	1
1月	1
2月	2
3月	9
計	24

表 17 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の解約等の通知の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
11月	1	1	1,068.00					1	1,068.00
計	1	1	1,068.00					1	1,068.00

第 18 地目変更登記に係る照会に対する回答

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		牧場		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
6月	1			1	709.00			1	709.00
計	1			1	709.00			1	709.00

第 19 民事執行法による売却に伴う農地等の現況に係る照会に対する回答

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		牧場		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
12月	1	1	71.00					1	71.00
計	1	1	71.00					1	71.00

第 20 農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を要する農地等に係る買受適格証明

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	1	1	651.00					1	651.00
計	1	1	651.00					1	651.00

表 21 現況が農地でないことの証明

区分	件数 (件)	登記簿上の地目				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4月	5	8	4,890	3	3,191	11	8,080.91
5月	5	16	17,047	10	5,105	26	22,152.00
6月	6	5	5,109	5	1,720	10	6,829.00
7月	5	4	2,488	2	409	6	2,897.00
8月	4	7	3,347	5	3,673	12	7,020.00
9月	7	11	8,588	7	4,633	18	13,221.40
10月	7	27	30,581	5	4,467	32	35,047.95
11月	6	7	4,779	2	2,230	9	7,009.00
12月	14	12	2,076	11	3,071	23	5,147.00
1月	3	2	465	3	666	5	1,130.35
2月	8	14	13,012	3	540	17	13,551.95
3月	5	3	2,005	5	1,118	8	3,123.00
計	75	116	94,386.84	61	30,822.72	177	125,209.56

第 22 相続税の納税の猶予に関する適格者証明

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
5月	1			1	2,464			1	2,464.00
9月	2	1	692	3	500			4	1,192.00
3月	1	4	4,098					4	4,098.31
計	4	5	4,790.31	4	2,964.00			9	7,754.31

表 23 農用地利用集積計画（案）の決定

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
6月	25	63	96,189.09					63	96,189.09
9月	4	9	13,821.00					9	13,821.00
12月	40	62	128,252.00	9	3,866.00			71	132,118.00
3月	289	623	963,883.92	15	14,339.00			638	978,222.92
計	358	757	1,202,146.01	24	18,205.00			781	1,220,351.01

表 24 農用地利用配分計画の認可の通知の受理

(農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項に規定する通知)

区分	賃借権の設定等を受ける者(経営体)	賃借権の設定等を受ける土地	
		筆数(筆)	面積(m ²)
6月	3	20	36,369
9月	3	10	21,695
12月	2	5	7,650
2月	3	52	118,470
計	11	87	184,184

表 25 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見聴取

(除外)

区分	件数(件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑		筆数(筆)	面積(m ²)	筆数(筆)	面積(m ²)
		筆数(筆)	面積(m ²)	筆数(筆)	面積(m ²)				
7月	2	2	3,334.00					2	3,334.00
11月	1	3	3,586.00					3	3,586.00
3月									
計	3	5	6,920.00					5	6,920.00

(編入)

区分	件数(件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑		筆数(筆)	面積(m ²)	筆数(筆)	面積(m ²)
		筆数(筆)	面積(m ²)	筆数(筆)	面積(m ²)				
7月									
11月									
3月									
計									

令和3年度、編入なし

3 用途別転用の状況

表 26 農地法第 4 条の規定による用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
住宅用地	農家住宅	1	1	125.00			1	125.00
	一般個人住宅	12	8	2,108.09	7	1,522.48	15	3,630.57
	集団住宅その他	3	6	2,788.80			6	2,788.80
	小計	16	15	5,021.89	7	1,522.48	22	6,544.37
公的施設 用地	学校用地							
	公園・運動場用地							
	道水路・鉄道用地	1	2	82.00			2	82.00
	官公・病院等公的施設							
	小計	1	2	82.00			2	82.00
鉱工業（工場）用地								
植林		1	2	532.00			2	532.00
商業サー ビス等用 地	店舗等施設							
	流通業務等施設							
	ゴルフ場							
	その他のレジャー施設							
	小計							
その他の 業務用地	農林漁業用施設	1	1	70.00			1	70.00
	駐車場・資材置場	5	6	1,654.62	1	169.00	7	1,823.62
	土砂等採取用地							
	再エネ発電設備							
	その他							
	小計	6	7	1,724.62	1	169.00	8	1,893.62
その他分類不明								
総計		24	26	7,360.51	8	1,691.48	34	9,051.99

表 27 農地法第 5 条の規定による用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅	1			1	645.00			1	645.00
	一般個人住宅	49	42	21,004.65	29	6,122.22			71	27,126.87
	集団住宅その他	10	12	8,523.54	2	804.00			14	9,327.54
	小計	60	54	29,528.19	32	7,571.22			86	37,099.41
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	11	14	2,396.61	6	2,270.91			20	4,667.52
	官公・病院等公的施設									
	小計	11	14	2,396.61	6	2,270.91			20	4,667.52
鉱工業（工場）用地										
植林		3	4	4,129.00	1	515.00			5	4,644.00
商業サー ビス等用 地	店舗等施設	6	7	3,865.00	1	241.00			8	4,106.00
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計	6	7	3,865.00	1	241.00			8	4,106.00
その他の 業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	28	29	30,279.47	14	3,281.00			43	33,560.47
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	44	49	82,675.63	3	2,389.00			52	85,064.63
	その他	18	23	13,031.21	10	1,291.25			33	14,322.46
	小計	90	101	125,986.31	27	6,961.25			128	132,947.56
その他分類不明										
総計		170	180	165,905.11	67	17,559.38			247	183,464.49

表 28 許可による用途別転用の状況（総会で議決）

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅	2	1	125.00	1	645.00			2	770.00
	一般個人住宅	7	5	1,718.06	2	299.00			7	2,017.06
	集団住宅その他									
	小計	9	6	1,843.06	3	944.00			9	2,787.06
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地									
	官公・病院等公的施設									
	小計									
鉱工業（工場）用地										
植林		4	6	4,661.00	1	515.00			7	5,176.00
商業サー ビス等用 地	店舗等施設									
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計									
その他の 業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	9	8	12,141.00	4	787.00			12	12,928.00
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	44	49	82,675.63	3	2,389.00			52	85,064.63
	その他	1	1	950.00					1	950.00
小計	54	58	95,766.63	7	3,176.00			65	98,942.63	
その他分類不明										
総計		67	70	102,270.69	11	4,635.00			81	106,905.69

表 29 届出等による用途別転用の状況（総会で報告）

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅	54	45	21,394.68	34	7,345.70			79	28,740.38
	集団住宅その他	13	18	11,312.34	2	804.00			20	12,116.34
	小計	67	63	32,707.02	36	8,149.70			99	40,856.72
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	12	16	2,478.61	6	2,270.91			22	4,749.52
	官公・病院等公的施設									
	小計	12	16	2,478.61	6	2,270.91			22	4,749.52
鉱工業（工場）用地										
植林										
商業サー ビス等用 地	店舗等施設	6	7	3,865.00	1	241.00			8	4,106.00
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計	6	7	3,865.00	1	241.00			8	4,106.00
その他の 業務用地	農林漁業用施設	1	1	70.00					1	70.00
	駐車場・資材置場	24	27	19,793.09	11	2,663.00			38	22,456.09
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備									
	その他	17	22	12,081.21	10	1,291.25			32	13,372.46
小計	42	50	31,944.30	21	3,954.25			71	35,898.55	
その他分類不明										
総計		127	136	70,994.93	64	14,615.86			200	85,610.79

4 常設審議委員会の意見聴取

表 30 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
10月	1	1	334.06			1	334.06
計	1	1	334.06			1	334.06

表 31 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
住宅用地	農家住宅							
	一般個人住宅	1	1	334.06		1	334.06	
	集団住宅その他							
	小計	1	1	334.06		1	334.06	
公的施設 用地	学校用地							
	公園・運動場用地							
	道水路・鉄道用地							
	官公・病院等公的施設							
	小計							
鉱工業（工場）用地								
植林								
商業サー ビス等用 地	店舗等施設							
	流通業務等施設							
	ゴルフ場							
	その他のレジャー施設							
	小計							
その他の 業務用地	農林漁業用施設							
	駐車場・資材置場							
	土砂等採取用地							
	再エネ発電設備							
	その他							
小計								
その他分類不明								
総計		1	1	334.06		1	334.06	

表 32 農地法第 5 条の規定による意見聴取事案

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	2	3	7,766.00					3	7,766.00
7月	1	2	3,966.00					2	3,966.00
12月	1	7	3,568.00	1	430.00			8	3,998.00
1月	1	2	4,188.00					2	4,188.00
2月	2	2	9,025.00					2	9,025.00
3月	1	3	3,586.00					3	3,586.00
計	8	19	32,099.00	1	430.00			20	32,529.00

表 33 農地法第 5 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅									
	集団住宅その他									
	小計									
公的施設用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地									
	官公・病院等公的施設 小計									
鉱工業（工場）用地										
植林		1	3	3,586.00				3	3,586.00	
商業サービス等用地	店舗等施設									
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設 小計									
その他の業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	1	2	3,966.00				2	3,966.00	
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備 その他 小計	6	14	24,547.00	1	430.00		15	24,977.00	
その他分類不明 総計		8	19	32,099.00	1	430.00		20	32,529.00	

5 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況

表 34 農業委員の活動

		区分		
農委法第6条第1項に基づく業務 (法令による農業委員会の権限事項)	活動の分類	総会、部会等への出席		1
		農地の権利移動や転用等の許可・意見・現地確認等		
		紛争の調停・仲介（和解の仲介・相談対応等）		
		農業情報収集・提供、農地台帳の整備		
		その他		5
農委法第6条第2項等に基づく業務 (農地利用最適化推進)	活動の分類	担い手への農地の集積・集約化	農地所有者等への意向把握（アンケート等）	
			人・農地プラン等の話し合いへの参加	
			地区の農地地図の作成等、話し合いの準備	
			農地の出し手・受け手の利用調整	
			農地中間管理機構との連携活動	10
			土地改良事業等にかかる地域の合意形成の促進	
			その他	
	活動の分類	遊休農地の発生防止・解消	農地パトロール（農地利用状況調査）	
			遊休農地活用の相談活動	
			その他	15
	活動の分類	新規就農・新規参入の促進	新規就農者、新規参入者への相談対応	
			農地確保に向けた農地所有者、地域との調整	
			その他	
農委法第6条第3項に基づく業務	活動の分類	法人化の支援、複式農業簿記・青色申告の推進等、経営の合理化の推進		
		農業者年金の普及推進		20
		全国農業新聞・全国農業図書の普及や活用		
		その他		
農委法第38条第1項に基づく業務		農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する意見の提出		
合計				

(単位 延べ日数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	12	12	8	16	13	10	16	14	24	11	13	13	162
	5	2	12	12	5	9	12	15	17	11	11	7	118
	1	5				2	1						9
				1					1		1	2	5
5	4	4	5	11	5	4	6	4	6	3	4	4	60
		1		2			1						4
					1							1	2
	2				3	4	7	9	1	4		4	34
10	2					1	1						4
	1	4	1	1	1	1	1	1				1	12
							6					1	7
	5	5	5	4	2	4	5	3	1	4	3	4	45
	9	4	1	2	4					3	2	2	27
15				1					2		4	1	8
		1		1	2							1	5
					2								2
									1			1	2
										1			1
20				1	1			1			1		4
	1	1			1				3				6
			1		1		1						3
	42	39	33	52	41	35	57	47	56	37	39	42	520

(注) 農業委員から提出された農業委員会活動記録簿を単純に集計したものである。
したがって、提出がなかった農業委員の活動日数は集計されていない。

表 35 農地利用最適化推進委員の活動

区分				
農委法第6条第1項に基づく業務 (法令による農業委員会の権限事項)	活動の分類	総会、部会等への出席	1	
		農地の権利移動や転用等の許可・意見・現地確認等		
		紛争の調停・仲介（和解の仲介・相談対応等）		
		農業情報収集・提供、農地台帳の整備		
		その他	5	
農委法第6条第2項等に基づく業務 (農地利用最適化推進)	活動の分類	担い手への農地の集積・集約化	農地所有者等への意向把握（アンケート等）	
			人・農地プラン等の話し合いへの参加	
			地区の農地地図の作成等、話し合いの準備	
			農地の出し手・受け手の利用調整	
			農地中間管理機構との連携活動	10
			土地改良事業等にかかる地域の合意形成の促進	
			その他	
	遊休農地の発生防止・解消	農地パトロール（農地利用状況調査）		
		遊休農地活用の相談活動		
		その他	15	
	新規就農・新規参入の促進	新規就農者、新規参入者への相談対応		
		農地確保に向けた農地所有者、地域との調整		
		その他		
	農委法第6条第3項に基づく業務	活動の分類	法人化の支援、複式農業簿記・青色申告の推進等、経営の合理化の推進	
			農業者年金の普及推進	20
全国農業新聞・全国農業図書の普及や活用				
その他				
農委法第38条第1項に基づく業務		農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する意見の提出		
合計				

(単位 延べ日数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1				7			4		4				15
	2	1	1	2		1	7	3	4	4	8	7	40
										1			1
	1				2	4	2	5	2				16
5						1	1	1	4	1	2	1	11
		1		4					2	8	2	1	18
	1	1						1	1		1		5
							1		2				3
	4	1	1	4	6	2	3	77	49	14	7	3	171
10	4								6	1			11
	3												3
	1							2	3	2	5	13	26
	14	13	6	104	101	79	17	9	6	9	15	13	386
	5	5	3	3	4	7	5	2	5	1	6	6	52
15	5	1	1	1	6	7	3	2	5	18	10	13	72
				3	1					1	1		6
						1					1		2
20			1										1
												1	1
	5	10	10	1			1		3				30
											1		1
	45	33	23	129	120	102	44	102	96	60	59	58	871

(注) 推進委員から提出された農業委員会活動記録簿を単純に集計したものである。
したがって、提出がなかった推進委員の活動日数は集計されていない。

表 36 農地利用最適化交付金事業の対象とした活動

活動区分	活動日数	活動内容
実質化された人・農地プランに係る活動	31 人日	工程表に基づく該当地域において、話し合いなどを行った。
担い手への農地集積・集約化の推進活動	42 人日	<p>農業者の経営意向の把握と意向を踏まえた出し手・受け手との調整など（利用権設定業務など）</p> <p>戸別訪問・面談等による農業者の意向の把握（経営改善意向、離農の意向、後継者問題等）</p>
遊休農地の発生防止・解消活動	773 人日	<p>農地利用状況調査など</p> <p>農地利用意向調査（農地利用状況調査結果に基づく遊休農地所有者への戸別訪問・相談活動、将来的に遊休農地となる可能性のある農地（高齢者が経営する農地や後継者がいない農地等）の把握・相談対応・中間管理機構活用等の働きかけ）</p>
合計	846 人日	

(注) 令和3年度農地利用最適化交付金事業完了報告書の「1 活動実績に応じた交付金関係、(2) 農地利用の最適化に向けた活動、ア活動区分ごとの活動日数」を一部加工し転記